

令和5年3月23日

保護者の皆様

仙台市教育委員会
仙台市立八乙女小学校

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方について（お知らせ）

文部科学省より、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しが見直しが示され、4月1日以降については、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされました。

本市市立学校においては、基本的な感染対策は引き続き継続しながら、下記の点に留意した学校教育活動を実施してまいります。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 マスク着用の基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等で高齢者施設を訪問する場合など、マスク着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- 様々な事情により、マスク着用を希望する児童生徒や、マスクの着用ができない児童生徒がいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導します。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

2 学習活動について

「感染リスクの比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下に示すような一定の感染症対策を講じていきます。

各教科共通で、気候上可能な限り、2方向の窓を開け、常時換気に努めてまいります。グループワーク等は少人数で実施し、大声での会話は控えるようにします。一斉に大声で話す活動では近距離で向かい合っでの発声は控えるようにします。

- 理科、図画工作、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において、共有又は備え付けの器具・用具等を使用する際には使用順等を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。
- 音楽科において、合唱又はリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の演奏については、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を保ち、原則、向かい合っでの歌唱は控えます。
- 家庭科等において、試食の活動の際は、大声での会話は控え、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には一定の距離（1m程度）を保つようにします。

裏面あり

3 学校行事について

入学式や始業式の実施にあたって、国歌、校歌等の斉唱や合唱等を行う時は、児童生徒の間に一定の距離を確保した上で行います。

保護者の参加が可能となる学校行事等については、感染対策上の人数の制限は、行わないことを基本としますが、具体的には、学校ごとに実情を踏まえた参加方法を検討してまいります。

4 効果的な換気の実施について

基本的な感染対策は重要であり、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」「手洗い等の手指衛生」とともに、効果的な「換気」を実施します。

5 給食等の食事をする場面における対策について

給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底します。

また、給食時間等での会話を可能とします。その際は、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離を確保する等の措置を講じます。

【担当】

1・4・5について	健康教育課保健体育係
2について	仙台市教育センター
3について	教育指導課教育課程係